

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿

(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会		
開会日時	令和4年12月8日 11時17分 開会		
	令和4年12月8日 13時15分 閉会		
場 所	第1委員会室		
出席者数	委員定数6名中、出席者6名		
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—
	南澤 克彦	山本 数博	武岡 隆文
	宍戸 邦夫	—	—
議 長	—	—	—
欠席委員	—	—	—
出席した事務局職員	主任主事	山口 渉	—
付議事件	【申し送り事項について】 (1) 正副委員長の互選について (2) 引継ぎ事項について (3) 議会だより第76号の編纂について		

1. 経過

【開会 11:17】

(1) 正副委員長の互選について

○事務局 開会する。

○宍戸委員

○新田委員長 【休憩 11:18~11:18】

【休憩 12:33~12:38】

「(1) 正副委員長の互選について」を協議する。
協議の結果、正副委員長については以下に決定。

委員長：新田委員 副委員長：田邊委員

(2) 引継ぎ事項について

(1) 令和4年9月定例会において市長より議会広報紙を捏造したと発言があった件の対応について

次号(76号)に以下内容を掲載する(武岡委員了承済み)。

・お詫びと訂正

令和4年9月予算決算常任委員会(9月21日)の市長の発言に対して調査したところ、議会だより第72号に誤った記載があったため、お詫びと訂正を掲載(読み落としによる誤記であった)。

重ねて題字の誤記についても掲載。

・今後の対応

議事録に忠実に作成することを徹底する。

紙面の都合等により発言していない文言を付け加える場合は委員会内で協議の上、読者に誤解が無いよう括弧書きで表示し再発防止に努めることを但し書きで記載。

(2) 今後の地域懇談会の運用(案)について

議運に以下内容について検討いただき判断を仰ぐ。

- ・7月の実施から約半年が経とうとしている。早急に対応するためにまとめた意見・要望を執行部へ提出すべきではないか。
- ・議会だよりによっていった内容を載せるべきか。
(今後、常任委員会でのような内容を調査する予定といった趣旨の記事なら掲載可能だがそういった内容で良いか。)
- ・今後の地域懇談会の今後の運用について
(運用から結果報告までを議運または広報で取扱うべきではないか)

(3) 一般質問ページの文字数・レイアウトの変更について

事務局より文字や写真を小さくすることで文字数を増やすことはある程度可能と報告。

→写真サイズを変更することで文字数の増減をある程度決められるため、各議員の判断に一任とする。

(4) その他

① 広報あきたかたの市政の動きの対応について

新田委員長より穴戸議長へ確認したところ、議会としての取り扱いが難しく、各議員の対応に任せるとのことだった。

→個人的な SNS 等で反論をする・しないも各議員に一任。

② 予算決算常任委員会のページについて

現在、予算決算常任委員会のページは予算表一覧を載せているが、QR コードで誘導できる内容なので、市民に伝えたいところや委員会での議論を掲載していく方向とする。

→そのように進めていく。

③ web を使った広報について

・ SNS 等で定例会の開催情報を発信していくのはどうか。

→市の公式 LINE で発信していくことは可能か執行部へ確認。

・ タブレットを使った委員会運営を広報委員会から行うのはどうか。

→先進地等の情報収集を進めていく。

④ 議会だより チェック体制について

・ 執行部のチェックは今後も行っていくのか

→一般質問以外の部分をチェックいただくことで進めていく。

・ 基本的に議事録どおりに作成する。

→そのように進める。

・ 原稿の作成担当者が議事録の引用した部分を事務局へ提出いただき、その資料と原稿を基に委員会で全員でチェックを行う（今後、委員会の時間が延びる可能性あり）。

→討論（委員会・本会議）の文章についても従来どおり担当者が作り、本人に確認し方向性を決める（従来どおり）。

- ・原稿の担当についてはローテーションも可能にしていく（委員会記事については所属外委員は担当しない）。
- ・一般質問のページについては従来どおり原稿作成者の責任で掲載する。一般質問ページの表紙に「一般質問は発言者本人が文章を作成しています。」の文言を再掲する。
 - 一般質問の原稿作成者に引用した箇所をマーキングしてもらい、提出いただく。今回より作成依頼時をお願いしていく。
 - その資料を持ち合わせて委員会で確認していく。

(3) 議会だより第76号の編纂について

12月20日(火)定例会後に広報委員会を開き、76号の校正、担当を決めていく。

題字については南澤委員が担当で決定。

○新田委員長

以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 13:15】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長